

啓源会計士事務所株式会社

香港クントン巧明街111号富利広場21階2101-05室

電話: +852 2341 1444 メール: info@kaizencpa.com

中国深セン 深セン市羅湖区

中国上海 上海市徐匯区 中国北京 北京市東城区

台湾台北 シンガポール 郵便番号: 069538 電話: +886 2 2711 1324 電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク 郵便番号: 10013

ワシントン州会社コンプライアンス及び維持ガイド

ワシントン州で設立された会社(株式会社及び LLC)の日常的な運営管理は、ワシントン州一般会社法 または LLC 法に従わなければなりません。本ガイドは、会社運営のコンプライアンス要求を簡単に紹介 することを目的としています。

第 1 節では、米国ワシントン州会社が従わなければならない基本維持及びコンプライアンス要求を紹介 します。要求とは、年次報告書の提出、登録住所と登録代理人及びビジネスライセンス更新を含みます。

第2節では、法人所得税(連邦法人所得税とワシントン州 B&O 税に分ける)の申告を紹介します。

第3節では、ワシントン州の売上税・使用税の申告要求及び税率を紹介します。

第4節では、給与税及び関連サービス(連邦、州給与税申告及び外国人の米国源泉所得の所得税源泉 徴収サービスを含む)を紹介します。すべての米国会社は税法のコンプライアンス要求を満たすために 時間通りに税務申告を行わなければなりません。

第 5 節では、外国(米国以外)銀行及び金融口座の申告を紹介します。米国外の外国金融口座を保有 する場合、毎年適時に IRS に申告する必要があります。

第 6 節では、財務諸表サービス(会計記帳サービスと年次財務諸表監査サービスに分ける)を紹介しま す。

第 7 節では、当事務所が提供できる米国ワシントン州会社コンプライアンス及び維持サービスと費用を まとめます。本稿に記載している費用は参考用の概算金額であり、最終費用は実際の状況によります。

本ガイドはワシントン州と米国法律の会社に対するあらゆるコンプライアンス要求をカバーするものでは ありません。本ガイドに含まれていない部分に興味がありましたら、当事務所の公認会計士までお気軽 にお問い合わせください。

1. 年次更新要求

1.1 年次報告書

ワシントン州で設立された株式会社または LLC は、毎年州務長官に年次報告書(Annual Report)を提出しなければなりません。年次報告書の申告期限は毎年会社設立月の末日です。 年次報告書を適時に提出していない会社は罰金を科され、さらに解散される恐れがあります。

1.2 登録住所と登録代理人

ワシントン州の法律に基づき、すべての会社は、会社に代わって法律文書を受け取るワシント ン州における登録代理人を有しなければならず、かつ当該登録代理人が通知文書を受け取る ためにワシントン州の物理的な住所を有しなければなりません。

1.3 ビジネスライセンス・許可証更新

ワシントン州会社は一つまたは複数の規制業務に従事するために、連邦または州政府が発行 したビジネスライセンス・許可証を持っている場合、毎年当該ライセンス・許可証を更新しなけ ればなりません。

2. 法人所得税申告

2.1 連邦所得税申告

内国歳入庁(IRS)の規定に基づき、ワシントン州で設立されたあらゆる会社は課税所得の有 無を問わず、暦年を課税年度とした場合、毎年3月15日(LLC)または4月15日(株式会社) までに法人税申告書を提出しなければなりません。法人税申告の期限は、9 月 15 日(LLC)ま たは 10 月 15 日(株式会社)まで延長することが可能です。ただし、会社は申告期限を延長し ても、納税申告書の元の期限内に(延期した期限を含まない)税金を納付しなければ、相応の 罰金及び利息が発生します。

LLC は連邦所得税を申告する必要がありますが、納税する必要がありません。これは LLC が 通常 Pass-through entity(パススルー企業)として確定申告をするからです。LLC は株式会社 として確定申告をすることもできますが、この場合、毎年連邦所得税を申告し、且つ相応の税 金を納付する必要があります。

2.2 ワシントン州所得税申告

ワシントン州は法人所得税を徴収しません。

2.3 ワシントン州 B&O 税 (Business and Occupation Tax) 申告

ワシントン州は、ワシントン州に業務を展開するあらゆる会社(LLC を含み)に対し B&O 税を徴 収します。B&O 税は会社が各経営活動から得た総収入に基づいて計算されるものであり、つ まり労働力、材料などのその他の経営コストが控除できません。B&O 税の税率は分類によっ て異なります。

月次申告を行う場合、ワシントン州 B&O 税の申告期限は翌月 25 日であり、四半期申告の場 合、申告期限は四半期終了後の翌月末日であり、年次申告の場合、申告期限は毎年 4 月 15 日です。

3. 売上税・使用税

会社はワシントン州に小売売上高がある場合、関係部門に源泉徴収した売上税を適時に申告しな ければなりません。ワシントン州において課税商品または特定のサービスを使用するとワシントン 州使用税を納付する必要があります。使用税は売上税に対する補充です。あなたは売上税または 使用税を納付する必要があるかもしれませんが、両方を同時に納付する必要がありません。ワシン トン州売上税・使用税は州税率(6.5%)と地方売上税によって構成されます。地方売上税の税率は 各地区の状況によって異なります。

4. 給与税及び関連サービス

4.1 連邦給与税

ワシントン州で設立された会社は、米国に従業員を雇用し且つ給与を支払う場合、定期的に内 国歳入庁(IRS)に給与及び源泉徴収した給与税を報告しなければならず、かつ連邦納税預金 要求(Federal Tax Deposit Requirements)を満たすために税額の全額を授権銀行または金融 機関に振り込まなければなりません。会社は従業員の医療保険税(Social and Medicare)の雇 用主負担分及び連邦失業保険税(Federal Unemployment Taxes)を申告・納付する必要もあり ます。

給与税の預金頻度は会社の税負担額によります。給与税の関連法規に違反し、または給与 税を意図的に納付しない雇用主は、刑事及び民事制裁を受けます。

4.2 州給与税

ワシントン州で設立された会社はワシントン州に従業員を雇用し且つ給与を支払う場合、ワシ ントン雇用保障局(Washington Employment Security Department)に登録を行い、四半期ごと に従業員の給与及び源泉徴収税報告書を提出し且つ失業保険税を支払わなければなりませ ん。会社はまた労災保険税(この税種は雇用主と従業員が共同して負担するもの)を支払う必 要があります。関連法規に違反した雇用主は罰金を科されます。罰金額は 1000 ドルまたは各 四半期に未納の税額総額の2倍相当額のいずれか高い方に準じます。

4.3 外国人の米国源泉所得(U.S. Source Income)

IRS の関連規定に基づき、外国人の米国源泉所得は税金が天引きされる必要があり、且つ源 泉徴収義務者は源泉徴収した税額(もしあれば)を IRS に適時に報告しなければなりません。 外国人の米国源泉所得は配当、利息、賃貸料及び年金などを含みます。 啓源は、Form 1042、 1042-S、W-8BEN または政府機関に要求されるその他のフォームを準備・申告することに支援 できます。

- (1) 外国人は米国源泉所得を得る場合、源泉徴収義務者に Form W-8BEN を提出し且つ税 金を支払わなければなりません。
- (2) Form 1042 とは、外国人の米国源泉所得の源泉徴収税額を報告することに使われます。
- (3) Form 1042-S は、外国人の米国源泉所得及び納税の情報が記載されるフォームです。

5. 海外(米国以外)の銀行及び金融口座の申告

ワシントン州会社は、米国外で海外金融口座を有する場合、外国金融口座報告書(FBAR)または 特定外国金融資産報告書(FATCA Form 8938)を提出することが必要かどうかを確認するために、 毎年口座の残高を査定しなければなりません。

金融口座とは、普通預金、定期預金、証券、仲介、貯蓄預金またはその他の形式の金融機関口座 などを含みますがこれらに限りません。海外金融口座は現金化できる年金、共同基金(Mutual Funds)または終身生命保険も含んでいます。

5.1 外国金融口座報告書(FBAR)

ワシントン州会社は、海外金融口座の合計金額が暦年中に 10,000 ドルを超える場合、毎年 FBAR を提出する義務があります。 FBAR は暦年終了後の 4 月 15 日までに財務省に提出され なければなりません。

FBAR の提出が義務付けられるが、提出しない場合、10.000ドルの罰金が科されます。意図的 に条例に違反すると判定される場合、100,000 ドルまたは銀行口座残高の 50%のいずれか高 い方が罰金として科される可能性があります。

5.2 特定外国金融資産報告書(FATCA Form 8938)

ワシントン州会社は、外国金融資産の年度末残高が50.000ドルを超える場合、特定外国金融 資産報告書(FATCA Form 8938)を毎年提出する義務があります。当該報告書は所得税申告 書とともに提出される必要があり、当該報告書の申告期限が所得税申告書と一致します(延期 も含む)。

特定外国金融資産報告書の提出が義務付けられるが、提出しない場合、10.000ドルの罰金が 科されます。IRS の通知を受け取っても申告していない場合、30 日ごとに 10,000 ドルの罰金が 追加され、最高 60,000 ドルの罰金が科されます。情状が重い場合には、刑事罰が科せられる 可能性もあります。

6. 財務諸表

6.1 財務諸表

ワシントン州会社は、適切かつ正確な商業書類(財務諸表、銀行取引明細書及びインボイス など)を保存しなければなりません。注意すべき点としては、ワシントン州会社に対するその他 の報告要求があるかもしれません。例えば、会計記録及び財務諸表を適正に保存しない場合、 連邦所得税申告を行うことができません。この観点から、全ての会計記録を保存し且つ帳簿を 定期的に更新することをお勧めします。

6.2 年次財務諸表監査

ワシントン州では、証券取引所に上場している上場会社を除く、その他のあらゆる会社は、株 式会社でも LLC でも会計監査人の任命が不要であり、年次財務諸表に対する監査も不要で す。上場会社は証券取引所の関連規則に従い、毎年米国証券取引委員会(SEC)に監査報告 書を提出しなければなりません。非上場会社は特定の状況(例えば、会社(借り手)が事業を 合理的に行っているかを確認するために、貸付人または銀行は会社(借り手)の監査報告書を 要求する場合)で年次財務諸表に対する監査を求めることがあります。

7. ワシントン州会社の年間維持費

上述の通り、ワシントン州の株式会社及び LLC は、ワシントン州の商法に従って経営しなければな りません。会社はまた業種の特定要求によって、免許・許可証を州政府に申請する必要があるかも しれません。啓源の米国事務所は、専門的な公認会計士事務所であり、会計記帳、財務諸表監査、 税務申告、給与計算及び支払代行等のコンプライアンス及び業務支持サービスを全面的に提供し ています。ワシントン州会社の関連サービスと費用については下表をご参考にしてください。

項目	サービス内容	サービス費用(USD)	
1	年次更新(登録代理人、登録住所と年次報告書の申告を含む)(注1)	毎年	900
2	ビジネスライセンス・許可証更新(注 2)	毎年	別途相談
3	連邦所得税及びワシントン州年次総合売上税申告(注3)	毎回	800 から
4	ワシントン州 B&O 税(注 4)	毎回	150
5	売上税申告(注 5)	毎回	150
6	給与税申告及び関連サービス(注 6)	別途相談	別途相談
7	海外(米国以外)銀行及び金融口座の申告(注7)	毎年	200 から
8	財務諸表と特別監査(注8)	毎年	2,000 から
9	会計記帳(注 9)	毎月	300 から

注 1: 啓源の年次更新サービスは登録代理人、登録住所と年次報告書の準備と提出を含んでい

ますが、ビジネスライセンスの更新サービス(もしあれば)を含んでいません。

- 注 2: ワシントン州ビジネスライセンスを更新する時に、政府へサービス料を支払う必要があります。 啓源はその他の費用を別途請求しません。当該費用の実際金額は、会社のワシントン州 における運営場所の数量によります。
- 注 3: 連邦所得税とワシントン州年次総合売上税申告サービス費用は、会社のビジネスモデル及び財務諸表の複雑性によります。注意すべき点としては、ワシントン州で営業しないとしても適時にワシントン州年次総合売上税申告書を申告する必要があります。当事務所は、ワシントン州会社の会計帳簿をレビューした後、正確な見積もりを出します。
- 注 4: ワシントン州 B&O 税申告サービス料は毎回 150ドルです。月次申告の場合、サービス料は 120ドルです。
- 注 5: 売上税申告サービス料は毎回 150 ドルです。月次申告の場合、サービス料は 120 ドルで す。
- 注 6: 給与税申告及び関連サービス費用は、従業員数及び給与の支払い頻度によって異なります。
- 注 7: FBAR 申告のサービス費用は、申告する金融口座の数量によります。口座数が3つ以内の場合、費用は200ドルです。口座数が3つを超える場合には、1口座増すごとに50ドルを加算します。
- 注 8: 年次財務諸表監査サービス費用は、会社のビジネスモデル、財務状況の複雑性及び資産 の種類及び金額によって異なります。当事務所は、ワシントン州会社の会計帳簿及び財務 諸表をレビューした後、正確な見積もりを出します。財務諸表監査以外に、当事務所は特 別監査及びレビューサービスも提供しています。
- 注 9: 会計記帳サービス費用は、取引回数によって異なります。月次更新以外に、当事務所はワシントン州会社に四半期又は年次ごとの記帳代行サービスを提供することができます。また、英語以外の言語で作成した財務諸表も提供できます。



もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: <u>info@kaizencpa.com</u>, 固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614 ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com